静岡県建設工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、静岡県建設工事検査要領第12条の規定に基づき、検査員が検査を実施するために必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事を対象として、契約図書等に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、工事の施工体制、施工状況(契約書等の履行状況、工程管理、 安全管理、工事施工状況)に関する各種の記録(工事打合せ記録及び工事写真等を含む。) と契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを 対比し、別表第2に基づき行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3 に基づき行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げの状況、とおり、すり付け、納まりの程度及び全般的な外観について、目視又は観察により行うものとする。